

1999年3月発行 第21号

「年金についての補足」

進路指導部 今城 慎一郎

先日、お話しした年金の内容で、若干割愛した部分がありますので、今回の就職最前線では、その付け加えをさせていただきます。

障害年金には国民年金の障害基礎年金、厚生年金の障害厚生年金そして、共済年金の障害共済年金の3つがあります。

これら3つは酷似していますが、2つの違いがあります。

一つ目は、障害厚生・共済年金は、障害基礎年金の障害認定基準が一・二級であるのに対して、一・二・三級・障害手当金の4段階に分類されていることです。この内、障害手当金は一時金ですので、年金ではありません。そして、三級と障害手当金には最低補償額が定められています。

二つ目は、国民年金が20歳からの強制加入であるのに対して、厚生・共済年金は、20歳未満であっても勤めた事業所の条件次第で強制加入となることです。

厚生・共済年金に加入していて、障害基礎年金を受給している方は、同時に障害厚生・共済年金も申請により受給することが可能になります。

したがって、障害基礎年金に関しては「不支給」となってしまっても、就労後厚生・共済年金に加入している方が、障害厚生・共済年金の三級や障害手当金を受給できることは実際にあるそうです。

ですから、「国民年金が免除にならない」、「障害基礎年金は受給できない」といったケースでも、年金受給の機会が閉ざされたわけではありません。

就労前に、本人・保護者と進路指導部担当教員が同行して、必ず雇用条件等を確認する場があります。その際に、最大限自身のためになる選択をして頂ければと思います。

一般に、私共が年金として考えているものに65歳(60歳からの繰り上げ支給あり)から受給できる老齢基礎・厚生・共済年金があります。これは当然、障害を持たれた方にも適用されますが、老齢基礎・厚生・共済年金の受給資格発生時に、どちらか一つを選ばなくてはなりませんので金額の多い方をお選び下さい。障害手当金受給者に関しては、老齢基礎・厚生・共済年金の受給はできます。

個々のケースにつきましては、年金関係の書籍(優しい物も多くあります)や関係機関にて、情報を収集して頂ければと思います。私自身も、年金受給は、まだまだ先のことと考えがちですが、知識を蓄えておくことは決して損なことではないはずです。

今後も、共に有益な情報を得るべく努力をしていき、皆が最大限の権利を得ることで、益々働くことに意義を見出すことが出来れば良いと考えております。